

第五章 関東大震災と実業之日本社 1923～1924年

1923年9月1日、関東地方南部を大地震が襲った。この地震は、相模灘北西部、東京から約80キロの海溝の陥没と隆起によって発生したものである。それは、震度6、マグニチュード7.9という大地震であったことから、東京にも未曾有の大被害をもたらした。被害状況は資料によって多少異なるが、東京・横浜を中心に死者91,344人、行方不明13,275余人としているものが多い。また、両市での家屋被害の大半は全焼で、その焼失家屋数は当時の世帯数の62.5%にのぼったといわれる¹。

大震災は日本の心臓部である東京・横浜のほとんどを壊滅状態に陥れた。経済はもとより、政治や社会のあらゆる分野が麻痺状態になった。それに伴う社会的現象として、混乱の中で流言飛語が飛び交い、人心の動揺を煽った。東京・神奈川・埼玉・千葉に戒厳令がしかれたが、そのさなかに朝鮮人の大虐殺と、社会主義者や労働組合の指導者たちの殺戮が行われた。

このような大混乱の中で、新聞や雑誌はほとんどが休刊し、中には廃刊にまで追いこまれた雑誌もあった。『実業之日本』は、9月1日に第26巻第17号を発刊したものの、しばらく休刊を余儀なくされ、10月15日に第18号から復刊し、11月1日に特別増大号『震災復興号』（第26巻第19号）を出した。また、『婦人世界』『日本少年』『少女の友』の三誌は、9月号は休刊したが、10月号から出すことが出来た。そして、その間といえども、その時期の唯一の事業として、「大震災記念絵はがき」（定価は25銭）を発売することも忘れなかった。

関東大震災の破壊のすさまじさは、遭遇した人びとに深刻な衝撃を与えた。そして、人心の奥底には不安や懐疑・絶望が支配しはじめたが、そのような時に、震災を日本人に対する天罰であるとする「天譴論」が登場した。それは、実業界の長老的存在である渋沢栄一などが唱えたもので、大震災を「天罰」と見なし、日本の国民が墮落し「浮華放縦」に溺れてしまったためにそれが起こったのであるとするものである。そして、当時の雑誌などにも、そうした論調がしばしば掲載されるようになった。実は増田義一も、そうした立場にたつ論客の一人であり、関東大震災を享楽主義に傾き危険思想がはびこりつつあった当時において、「天がわが国民に向けて譴責し、かつ一大警鐘をならしたものであるまいか²」と述べている。

¹ 山野晴雄「関東大震災後の社会情勢」（金原左門編『近代日本の軌跡4 大正デモクラシー』吉川弘文館、1994年）p.201～203。

² 増田義一「天災と大教訓」（第26巻第18号、1923年10月15日）。

現在からみれば、近代科学と違背する謬見のように思われるが、当時の社会不安の中では、それが多くの人びとに共感を呼起こしたという事実は看過できない。

しかし増田は、そのような「天譴論」を主張しながらも、『実業之日本』では必ずしも後ろ向きの姿勢だけを見せていたわけではなかった。むしろ誌上において、震災後の復興計画の実施を積極的に提唱し、推進していた。それはこの時期の『実業之日本』の基本的姿勢であったと言えるが、そこには震災後の国民精神を指導していかうとする政治上の意図もあったように思われる。

この章では、関東大震災前後の日本の政治、経済と社会状況を念頭におきながら、震災によってもたらされた文化や世相の変化を見るとともに、増田たちの唱えた「天譴論」の背景や内容、そしてそれが当時の人びとに与えた影響などについて解明したい。

第1節 関東大震災後の社会状況

(1) 関東大震災による新聞界の変化

関東大震災は、東京、横浜を中心に大きな被害をもたらしたが、その影響はさまざまな分野に及んだ。それによって新聞界のあり方も大きく変わったのである。

関東大震災は、東京における15の新聞社のうち、『東京朝日新聞』『時事新報』『国民新聞』『万朝報』『読売新聞』『中外新聞』など12社を全焼させた。残ったのはわずかに『報知新聞』『東京日日新聞』『都新聞』の3紙にすぎなかった。12社の損害は約4,500万円に達し、輪転機だけでも50台が焼け、活字は4,000万個がドロドロになってしまった。『東京朝日新聞』『中外新聞』『読売新聞』の3社は、鉄筋コンクリート造りの外形だけは残ったものの、内部は一物も残さず焼き尽くされてしまった³。

しかし、新聞社にとっての打撃は、単なる建物や機械のみに止まらなかった。より大きな問題は、その読者を失ったことである。とくに『時事新報』『中外新聞』『都新聞』などは、下町の商家・会社・銀行などを読者としていたため、大きな痛手を負った。また、『東京朝日新聞』『時事新報』『国民新聞』は、ようやく10万部前後を刷ったものの、読者は震災前の二分の一から三分の一に減少した。シェアの小さな新聞は、さらに読者が激減し、大半は破産状態に陥るであろうとまで言われた。

³ 「震災後に於ける帝都新聞社の争覇戦」(第27巻第1号, 1924年1月1日)。以下、本文の数字は、いずれもこれによる。

これに対して、『東京日日新聞』『報知新聞』『国民新聞』の三社は、地方版を有していたことから、読者を失うことは比較的少なかった。わけでも『東京日日新聞』『報知新聞』の両紙の復興振りは目覚しく、市内の他紙の読者を食ったのみならず、地方にまでも手を伸ばし飛躍的に読者を獲得し、発行部数が一時は『報知新聞』70万部、『東京日日新聞』60万部となり、震災前に倍する勢いを示した。

このような状況にもかかわらず、被害を受けた東京市の産業のうちで、一番早く復活したのも、やはり新聞であった。そして、罹災した新聞社の中で回復の最も早かったのは、なんと社屋を全焼したはずの『東京朝日新聞』『時事新報』『国民新聞』の三社であった。とくに『東京朝日新聞』は、大阪に本社を有していたことが強みで、震災当日から、大阪へ送る通信の競争で、焼け残った強敵『東京日日新聞』を向こうに廻しながらも、何らの遜色を見せなかったのみならず、むしろ追い抜かばかりの活躍振りを見せたのである。復活も一番早く、間もなく夕刊も出し、朝夕刊合せて12ページを出すという、獅子奮迅ぶりであった。

また、輪転機は、11月末の調べでは、『東京朝日新聞』8台、『国民新聞』6台、『中外新聞』5台、『時事新報』『読売新聞』『万朝報』4台、『中央新聞』3台、『二六新聞』『毎夕通信』『やまと新聞』2台と、合計で41台になり、震災前の50台と比べても、わずか9台少ないだけというまでに回復をみせた。

12月初旬の発行部数を震災前と比べると次ページの表2の通りである。そこからもうかがえるように、震災前に比べ発行部数が増加したのは『報知新聞』『東京日日新聞』だけであるが、この二紙は部数を大幅に増やしている。『都新聞』と『中央新聞』は何とか以前の部数を維持するのが精いっぱいであり、他紙はすべて減少している。

発行部数から見ると、『報知新聞』『東京日日新聞』の両紙が、他の新聞に比べてきわめて優勢となっている。その後を『東京朝日新聞』『国民新聞』『時事新報』『都新聞』が追っており、それらは依然として震災前と同じく一流紙ではあることに変わりなかったが、トップ二社との間にはかなり大きな隔たりが見えた。

震災被害によって、新聞社の多くは従来通りの経営が難しくなったために、編集と営業部員の大整理を断行した。解雇された社員は1,600名の多きに達したと言われ、各社とも少なくとも20名前後、多い場合には50、60名を解雇した。ただその中でひとり『報知新聞』のみは余裕しゃくしゃくで、解雇者をひとりも出さなかっただけでなく、逆に17、18名の社員を増やしたという。

表 2 関東大震災前後の東京市内主要紙発行部数

単位：千部

新聞名	震災前	震災後(12月初旬)
報知新聞	360	650
東京日日新聞	300	450
東京朝日新聞	280	250
国民新聞	270	250
時事新報	230	200
都新聞	200	200
万朝報	180	150
読売新聞	150	130
中外新聞	140	100
毎夕通信	130	80
中央新聞	50	50
やまと新聞	50	30

「震災後に於ける帝都新聞社の争覇戦」(『実業之日
本』第27巻第1号,1924年1月1日)により作成

震災による新聞社へのもう一つの致命的な打撃は、広告収入の激減であった。一般的に新聞というものは、販売収入だけでは必要経費をまかなえず、広告収入によってようやく息をつくという性質のものであった。そのため、大震災の以前から販売収入だけで経費を償うに足るものは、一、二社しかなかった。そしてその割合は、販売収入60%、広告収入40%または販売収入55%、広告収入45%という程度のものであった。そのようなところに震災により、商店・会社・工場などが大破壊をこうむったため、広告が全くとれなくなり、収入が大激減を余儀なくされたのである。その影響は、東京はいうまでもなく、大阪やその他の地方新聞にも及び、そのため、広告争覇戦は激烈を極めることになった。

その上に、多くの新聞社を困らせたのは、用紙の入手が難しくなったことである。用紙購入には現金買いが原則だったこともあり、資本の弱い社であればあるほど、困窮の度が大きかったのである。

震災直後の新聞界の状況について、9月8日の『大阪朝日新聞』には、「雑誌が全

滅した 十月からは殆んど出まい 印刷文化の大打撃」というタイトルの記事が載った。それによると、神田・本郷・日本橋から京橋・芝の全滅によって、本や雑誌のほとんどの出版元は焼け、書籍や雑誌の小売店も八割までが全滅したという。また、重要な印刷所もその大部分が、やはり芝から京橋・本所・深川あたりであったために、未刊の原稿が活字や印刷機械ぐるみで燃えてしまったとのことである。そして、博文館、実業之日本社、講談社などの有力雑誌社も打撃が大きく、一時的に印刷が難しくなった。

以上が、当時の新聞・雑誌界の状況であった。このような中で、雑誌界の雄となっていた実業之日本社は、大震災後の危機をどのようにして乗り切っていたのであろうか。それについては、第二節で見ることにして、ここではその社会的前提としての東京市の復興計画について少し触れておきたい。

(2) 復興計画の実施と実業之日本社

関東大地震によって、江戸時代以来、過密化してきた東京市の中心部の市街地は焦土と化した。東京の復興は、商業・業務地の再建が集中的に行われたが、特に被害を受けた下町を中心に、土地区画整理事業が世界に類をみないほどの規模で強力に実施されていった。その結果、道路・公園などの公共施設も飛躍的に整備され、今日みられる東京の中心的市街地の原型ができあがった。震災復興事業が行われた地域のほとんどは、第二次世界大戦の際の空襲で再び焼失するが、戦災復興都市計画事業では、みるべき都市基盤整備は行われなかった。したがって、震災復興事業で造りだされた市街地が、高度経済成長期までの東京の機能を支えることになる。

しかし一方で、郊外での都市計画の実施は、市の中心部の復興に追われたことから遅れてしまった。旧 15 区の周辺地域にあたる山手の住宅地は、人びとが快適に生活するための基盤整備が行われず、曲がりくねった狭い道のまま家が建てられていった。また、北部・東部の郊外では工業化と住宅地化が同時に進み、工・住混在地域が形成されることになった。関東大震災とその復興計画が、当時の人びとの日常生活にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。

東京の復興事業の様子については、『実業之日本』の中にも、しばしば出ている。しかし、そこでは復興そのものよりも、それを支える国民精神の指導をめざしていた面のあることが伺われる。具体的な例として、社説「帝都の復興」（第 26 巻第 19 号，1923 年 11 月 1 日）を引用しておこう。

災後既に二閱月、灰燼徒らに堆く、行人の涙を濺がしむる間に、大小の仮小屋日一日とその数を加ふ。廢墟、一青草だもなかつた當時に比ぶれば、その小屋は小なるに凜乎として大災害に屈せざる市民の意気を窺ふべく、復興の氣躍如として全市に溢るるを想ふ。復興の大方針確立し愈々新帝都の建設に着手すれば、聖詔に宣はずが如く『独り旧態を回復するに止まらず、進んで将来の發展を図り、以て巷衢の面目を新にす』べきを疑はぬ。併し帝都は一夜に百億の富を破壊せられた。富の大破壊は購買力の大減殺を來たす。即ち東京が直接に富の大破壊を受けたると同時に、又全国各地も亦間接の大打撃を免れぬのである。是に於て市民は全国民と共に挙げて精神的に奮起し、個人的に復興に大努力を注がねばならぬ。

復興の大精神は国民各自が自分の真の力に生きることである。頼他心を去つて自らその運命を開拓するにある。総ての人は大震災に焼き直されて平等に働かねばならぬ人となつた、困襲を去り旧慣を棄て、自ら助くる新生活を創造せねばならぬ。過去の虚栄や贅沢を一掃し去り、質実に剛健に、而して一枚の古衣、一握の玄米飯に捧げた感謝の誠を牢記して奮闘せねばならぬ。大災害に直面しながらも失望せず落胆もせずやけともならず、而して自分の真の力に活く。大国民の真骨頂はここにある。復興の光明は洋々として自ら前途に輝いて来る。

上記の部分以外の他の個所をも含めて、この社説を要約すれば次のようになる。すなわち、震災後の復興は旧態を回復するためのものだけではなく、さらに将来の發展を考えなければならない。また、国民は依頼心を捨て自ら奮起して、新生活を創造する必要がある。しかし同時に、すべての人が震災に遭って財産を失ったことにより、これまでのように財産の不公平性がなくなり、人びとは富の前で皆平等になった。これは、精神を穏やかな状態に戻す契機である。ほぼ、以上のようなものである。

当時の社会情勢から見ると、この主張は実にタイミングよく人びとの心理を掴んでいたように思われる。第一次世界大戦後の日本経済は、慢性的不況の時代に入り、社会矛盾も急速に深まっていた。農民運動の發展と小作争議の頻発は社会に大きな衝撃を与えていた。また、普選運動の活発化は旧い政治的体制にも少なからぬ動揺を及ぼしつつあった。すなわち、日本は大きな転換期を迎えていたのである。そのような時期にこの大地震が起きて、人びとの生活難と精神状態の混乱を來たしつつ

あったのであるが、『実業之日本』はこのように国民に「富の平等」という認識をもたせるとともに、「運命を開拓する」のは自分の力であると訴えたのである。

(3) 新しい都市文化

関東大震災は東京を壊滅させたが、しかし鉄筋コンクリートの建造物は、その骨格がほとんどは無傷のまま残った。そのことは、人びとに新しい技術に対する信頼をかきたてた。

東京は、新しい技術によって、短期間のうちに目覚ましい勢いで復興し、一方でビジネス街を構成する丸の内が発展するとともに、1925年に山の手環状線が完成し、既に完成していた中央線に加えて、郊外一副都心一都心（東京駅周辺）を結ぶ交通網が整備されることになる。

しかし、さらにより大きな変化は、新しい文化的生活を生み出す基盤が作られたことである。たとえば、ビジネス街に通勤するサラリーマンという新しい階層を育てることになった。さらに、消費文化の中心地としての銀座が発展し、「銀ブラ」が都市文化の刺激を吸収するための行動様式となった。また、従来の小売専門店に代わってデパートが建てられ、新しく誕生しつつあった新中間層に、都市生活の消費財とライフ・スタイルを提供して、都市文化流行の発信地ともなるのである。

また一方では、アメリカ文化を基調とするモダニズム文化が次第に広まり始めた。これも一つの新たな都市文化の出現である。それは、風俗面において特に顕著に現れ、断髪・洋装のモダンガールや、ソフト帽子のモダンボーイが銀座通りを闊歩した。

さらに、映画という新しい大衆娯楽も生まれた。トーキーは誕生直前であったが、日本映画に数々の名作が生まれたほか、フランス映画、アメリカ映画の傑作も上映された。チャップリンや阪妻（阪東妻三郎）、「目玉の松ちゃん」（尾上松之助）などの人気者やヒーローも誕生した。映画は、都市生活者が新しい生活意識を探ろうとしていたことの現れである。

このようなモダニズムの動きをひろめ推し進めたのは、新聞・雑誌であった。この時期、マスコミュニケーション産業は乾いた砂に水が吸い込まれるように人びとに受入れられた。1923年1月に『文芸春秋』が、さらに25年1月には「国民全体の教科書」を目指した『キング』が創刊され、後者は3年もしないうちに140万部に達した。

雑誌に輪をかけて大流行したのが「円本」である。一冊一円というこの全集本は、当時東京市内ならどこでも一円というタクシーを「円タク」といったことから名づけられた。1926年11月、改造社は『現代日本文学全集』全63巻の予約募集を行い、翌月より刊行を開始したが（1931年完結）、予約者は60万人に達したといわれる。1927年には新潮社の『世界文学全集』が続き、さらに春秋社の『世界思想全集』、平凡社の「一千頁一円」を銘打った『現代大衆文学全集』、さらには改造社の『マルクス・エンゲルス全集』など300余種の円本が、主として中産階級の家庭に入り込んだ。

なお、これらの大震災後の新しい文化の出現と、それらへの実業之日本社の対応については、次章で改めて詳しく見ることにする。

第2節 関東大震災と実業之日本社

(1) 関東大震災前後の実業之日本社

まず、実業之日本社が、この大震災をどのようにして乗り切ったかについて見ることにしよう。

1923年7月末に竣工の予定で建築が進められていた実業之日本社の新社屋は、予定より若干遅れてはいたものの、9月末完成の見通しになっていた。また、25周年の記念事業の準備も順調に進んで来ており、社内は活気に溢れていた。しかし、関東大震災はこの活気を一挙に吹き飛ばしたのである。社員の奮闘により重要書類の一部を救い出すことができたが、京橋区南鍋町の仮社屋は焼失した。しかし、幸いにも建築中であった新社屋が倒壊と類焼を免れたことから、完成間近のそこに職場を移転して、社業の復興に着手した。

『実業之日本』は9月15日号と10月1日号を休刊し、前述のように10月15日の第18号から復刊した。『婦人世界』『日本少年』『少女の友』の三誌も、9月号を休刊したが、10月号からは平常に戻った。

しかし、印刷事情が悪化し、東京雑誌協会の協定により、『実業之日本』は12月15日号を休刊し、その他の三誌も12月号を休刊した。また、『小学男生』『小学女生』（ともに1919年10月1日創刊）はそもそも発行部数が多くなかったが、大震災により休刊したまま、1924年1月に『幼年の友』に合併されることになった。

『日本少年』主筆渋沢青花の回想によると、大震災に遭った直後、増田が次のよ

うな言葉を残したという⁴。

まったくえらいことになったものだ。理事の都倉君と、庶務の梅山君や吉田君の必死の働きで、辛うじて読者カードだけは取り出したが、あとは全部焼失してしまった。創業二十五周年記念と、新社屋落成を祝って、大売出しをしようと思って増刷しておいた書類は、全部焼いてしまった。どうして立ち直ったらいいか、実に困った。

関東大震災による打撃はいうまでもなく甚大なものであったが、当時の様相を見るために、ここに社長の増田義一が後に当時の社の状況を回顧した「体験は何故貴いか」(第33巻第13号, 1930年7月1日)を引いておこう。

我社の事業は大方の同情と社員の努力とにより、幸ひ順調に発展したのであるが、大正十二年九月の大震災には実に弱つた。京橋南鍋町の事務所は全焼する。それに新築事務所落成記念の為に、書籍の大売出しをなす計画で、好評なものを沢山増刷して、他に倉庫を借りて貯蔵したものは丸焼けになる。一冊の書籍もなければ雑誌もない。ペン一本紙一枚もなく、何物をも遺さない。只帳簿と読者のカードだけは取出された。余りに災害が大きかつた為に、容易に再起復興は出来まいと早合点して、無断で地方へ逃げ帰つた社員さへあつた位いだ。

物質上の損害が意外に莫大であつたのは勿論復興するには新に創業すると同一の準備が入る勿論無形の信用や看板は蔵存するから、印刷所さへ無事であれば直に着手される筈である。それに幸なことには現在の事務所であるビルヂングは、内部の仕上げこそ出来上らなくても、震災の為に寸傷もなかつたので、火災の翌日直にそこへ移転した。此新築のビルヂングが無難であつたことは、私にも社員にも実に百倍の元氣を与へた。私は深思熟考した末、一日も早く雑誌を発行せねばならぬと決心し、先づ印刷工場の能力を調べる必要があると考へ、秀英舎は京橋の本社の工場が全焼しても、牛込市ヶ谷の工場は焼けぬから、同所へ赴いて見ると、活字や其付属物はケースが転覆して滅茶々々だが、数日ならずして整理の見込立つことが分つた。それから日清印刷会社へ往つて見ると同様ゆえ、双方に対して我社雑誌発行の急速を要する旨を告げ、宅に帰つて机に対し、実業之日本、婦人世界、日本少年、少女の友各雑誌の編集方針、内容の大項目等執筆し、直に急使を遣して各記者を自宅へ招集し、全速力を以て雑誌を発行する計

⁴ 前出『大正の「日本少年」と「少女の友」——編集の思い出』(千人社, 1981年) p.242~243。

画を告げ、編集会議を開いた。

当時の東京市内の各新聞は未だ発行出来ない程の状態であつたから、大震災の材料を集むるにも記者一同の苦心は容易でない。八方に手を分けて奔走したものだ。婦人世界では同人だけが更に細目の編集会議をした結果、写真師と共に横浜へ出張して同地の震災状況を撮影し、且詳記したいと云つて、其旅費等百五十円要求して来た。当時震災でモラトリューム⁵施行の^マ為め、銀行では一日に百円以上は支払はぬ時であり、現金払底で困っていたが、折角奮発して汽車不通の横浜まで、出張すると云ふ勇氣に感心して、要求通り渡したが、血の出るやうな金で、あの時ほど辛かつたことはなかつた。

実業之日本と婦人世界は最先に発行する準備は、出来上り、発行日の見当もついたので、大阪の両大新聞に予告せんとて、東京朝日の飛行便に頼んで、広告文を送つた。其発表を見るや関西方面の書店では、再起復興の迅速なるに非常に喜んで呉れた。

雑誌は予期の如く出来たが、茲にに困つたことは資金の問題である。収入は翌月以後で支払は月末に実行せねばならぬ。銀行は一般に融通どころかモラトリュームで預金さへ制限以内の支払だから、百方苦心の末郷里の懇意な富豪に頼んで融通して貰つた。そこで月末には例の通り綺麗に現金で払った。震災の為に多年の主義を枉げることが如何にも苦痛であつたからだ。所で支払を請取つた方では、大層喜んで翌日礼に来たものさへあつた。私も生れて以来大震災の時ほど金に苦しんだことはない。災厄に遭ふて難関を突破することは容易でないと、今にその体験を追懐して、ゾツとすることがある。

出版社の経営者としての増田は、この災害に直面して何よりも先に考慮したのは社の事業の継続であつた。物質上の被害は莫大であつたことから、創業時と同じ苦勞をする覚悟で、一日も早い復興をめざしたのである。印刷工場的能力を調べるなど、震災の対応を迅速に行い、可能な限り社業の回復を図つた。また、資金問題を解決するため、増田は長年の「独立自営」主義を曲げて郷里の富豪に資金の融通を依頼したことも、経営者としての増田の強い決意が窺える。ただ、この震災は精神的内面にもたらした影響は大きく、それがのちの彼の「天譴論」となって表れていく要因となつたと思われる。

(2) 『少女の友』の発売禁止

震災直後に出された『少女の友』の1923年10月号は発売禁止になつた。対象と

⁵ モラトリアムのこと。

なったのは「記者が恐怖の三日間」と題した大震災後の記者による三日間の実験記であった。その発売禁止の真相については、主筆の都倉義一が「当局の態度を疑ふ」(『実業之日本』第26巻第20号, 1923年11月15日)で詳細な経緯を披露している。すなわち、朝鮮人の襲来などの噂に恐怖した市民による警戒のありさまをそのまま記したことが、人心の不安や秩序の混乱を招き、国家の利益を害するおそれがあるとの嫌疑を受けて、当局による発売禁止になったというのである。

都倉によれば、当時、朝鮮人の暴動に関する言論界の動きに対しては、政府はかなり神経を尖らせていたという。しかし都倉は、朝鮮人問題を不適切に扱うならば、朝鮮内の朝鮮人の反感を買うのみならず、世界的にも日本を誤解させてしまう恐れがあるし、さらに発売禁止などの手段をとれば、正当な報道をなすべき新聞雑誌がその任務を果たせなくなり、事実が誇張されたり真相から遠ざかったりしても、それを訂正して誤解を解くことができなくなると述べている。つまり、当局の発売禁止を極めて「愚」かなことであるとして、強く批判したのである。

さらに都倉は、立憲政治下の国民は法律の範囲内において言論の自由を享有しているはずであると強く主張した。すなわち、立憲政治は輿論を基本とし、その輿論は言論の形において発表されるべきであるのに、震災後の『少女の友』の発売禁止を見ると、立憲政治下において行われた無法の圧迫というほかないというのである。そして、都倉は、国家の利益を害したものであれば、法律の範囲内でいかなる処罰にも服さなければならないが、理由なき処罰に対してはそれがいかに微少であっても、社会に訴え当局の反省を促さざるを得ないということを、新聞雑誌の立場にたって強く表明したのである。

そのほか、都倉が国民の財産権の保護についての問題提起を行っていることも興味深い。すなわち、発行部数の多い雑誌の発売禁止は雑誌社に重大な損害をもたらすにもかかわらず、当局がそれをまったく考慮せずに処分を断行してしまうと、雑誌社はそのことを心配して、その発行に従事することができなくなる。つまり、当局が新聞雑誌の利害をあまり考えずに、あるいはまったく無視して発売禁止を平然として行えば、それは言論の自由を無視するだけでなく、国民の財産保全を蔑視するものと言わなければならないというのである。立憲政治下における真の善政とは言論の自由を尊重すると同時に、国民の財産権をも尊重しなければならない。このような主張であった。

政府の発売禁止に対しては、言論自由への障害であるとして批判するのがほとん

どであったが、ここでは財産権が提起されており、『実業之日本』らしい主張として見ることができる。

『実業之日本』がこのように、政府の言論統制に対して、自らの権利を守るために、立憲政治を抛り所として、立ち向かったことは評価できるであろう。

なお、大震災後の言論統制について言えば、講談社の『少女倶楽部』同年10月号も当局によって記事の切り取りを命令されている。10月号には懸賞募集の「夏休みの土産話」という記事が発表されていたが、その当選作の中に「不逞鮮人襲来」という作品があった。そして、そこに「朝鮮のいなかに起こった実話で、朝人が独立万歳を叫んで村の駐在所をおそう」ということが書かれていたために、この部分の切り取りを命じられたのである。これに関して、講談社の社史では、東京大震災時の「不逞鮮人の流言蜚語が、急速に全国にひろがったので、時節がらの刺戟をおそれ、当局が問題にしたものと見える」と記述されている⁶。『少女倶楽部』の編集部は記事の切り取りのために取次店を廻り、都内だけで三日かかったという。

(3) 新築社屋の落成

震災後、『婦人世界』は大震災に罹った不幸な家庭の子どもたちのために、慰安品を募集した。そして、集まったものを12月上旬に、本所深川のバラックに收容されていた罹災者に分配した。慰安品は子ども用の衣服防寒具が約4,000点であったが、大部分は新調品で、水につかっていたと思われるものは極めて少なかった。

慰安品の分配の当日、増田が先頭車に乗り、慰安袋を満載した2台の貨物自動車が続ぎ、一行20余名が分乗して各バラックを訪問した。バラックは旧小学校の焼跡に建てられたもので、少ない場合でも1か所に数百人、多い場合では千余人を收容していた⁷。

大震災後の慰安品の募集と分配は、キリスト教の教会や団体なども行っていたが、一私企業によるものはめずらしい。それは、展覧会の開催や海外視察団の派遣などを行っていた実業之日本社であればこそその事業であったとも言える。いわば富の社会還元の一つである。

翌1924年における実業之日本社の大きな出来事の一つは、9月20日をもって新築社屋が完成を見たことである。住所は京橋区南紺屋町12番地、現在の銀座西1丁

⁶ 社史編纂委員会編『講談社の歩んだ60年<明治・大正編>』（講談社、1969年）p.584~585。

⁷ バラックについての描写は都倉義一の「編輯偶話」（第27巻第2号、1924年1月15日）による。

目3番地（1930年3月4日の地番改正により変更）である。大震災のため予定より満1年遅れたことになる。敷地面積は225坪3合、南に面した正面は127尺、東方の奥行きは90尺、西側は42尺を有し、全体が鍵型をなしている。建物は5階よりなり延坪数1,046坪であり、地下室と屋上ホールとを合せれば7階建てに当たる。構造は柱・壁・床・梁・階段がすべて鉄筋コンクリートである。鉄筋コンクリートがほとんどの震害に耐え得ることは大震災によっても証明されたことは前述した通りである。主要な間仕切りは厚さ4寸の耐震壁をもって接続した。また、外部の火災に対しては、鉄の窓枠、ガラスにより防ぐことができるもので、耐火においても現代に通ずる設備を採用したのであった⁸。

なお、この期の同社の雑誌の出版事情について見ると、大震災は印刷能力にも大きな打撃を与えたということをやはり指摘しておきたい。たとえば前述のように、『小学男生』『小学女生』を休刊のまま、1924年1月に『幼年の友』に合併しことがその例である。

ただし、震災後の復興に乗じて、ちょうど1年後の9月1日、新たに雑誌『東京』を創刊した。『東京』の創刊の意図については「高尚なる趣味娯楽を供給し、刺激多き現代社会の一慰安となし、在来の諸雑誌を相待^{あいま}って、各々その目的とする所により、我國民文化の進運に貢献せんことを期している⁹」と述べている。

ただし、この『東京』は、1927年1月から『ワールド』と改題されるが、同年11月1日に休刊となっている。雑誌としては成功しなかったのである。それは、講談社が1925年1月に『キング』を出し、爆発的な売れ行きによって大成功を収めたのと大きな対比をなしている。そして、そのことが、その後の両社の運命を分けていくことにもなるのであるが、これについては、次章で改めて述べることにする。

第3節 「天譴論」の諸相

(1) 「国民精神作興ニ関スル詔書」と国民思想の涵養

震災から2か月余たった11月10日、「国民精神作興ニ関スル詔書」が渙発された。この詔書は、「浮華放縱」をいましめ、「質実剛健」をめざすべきことを訴えたものであった。すなわち「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生」じ、「今ニ及ンテ時弊ヲ革メスハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル、況ンヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ

⁸ 「我社の新築愈落成す」（特別増大号『目的達成号』第27巻第19号，1924年10月1日）。

⁹ 同「我社の新築愈落成す」（前出）。

文化ノ紹復国力ノ振興ハ皆国民ノ精神ニ待ツヲヤ」というように、国民精神の墮落を憂慮し、震災後の国力を回復させるもっとも大切な手段は、古来の倫理に基づく秩序の回復であると断言している。具体的には、「教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ並進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縦ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚」すべきであるというのである。

このように、詔書は、当時の社会風潮を「浮華放縦」と見なし、国民が「浮華放縦」の生活に溺れて、享楽主義に甘んじるようになってしまったことを憂いて、すみやかに「質実剛健」の精神を培養しなければならないことを強調した。

そして、一方で天皇が罹災者に見舞金を出し、皇后が慰問を行うなど、人びとに「慈恵」を与えるという形をとりながら、思想の「善導」を主とする国民統合が目指された¹⁰。1924年1月7日、年が改まって間もなく成立した清浦奎吾内閣は、「思想国難」の名のもとに、「国民思想の善導」を打ち出した。さらに1月15日、「忠君愛国」の国家観念の養成や、「自治公共心」の涵養、階級調和、勤儉貯蓄の振興などをはかることを使命として、全国のさまざまな教化団体を集めて、中央教化団体連合会を結成した。これによって、中央では文部・内務両省が、地方では県庁が教化網の中心となり、在郷軍人会・青年団・宗教関係の指導者などを動員する体制が整えられた。『実業之日本』誌上にも、それに呼応する論調が多数見られる。

このように、国民の思想統制が進められていったが、その中心となる理念は、上の「国民精神作興ニ関スル詔書」であった。この詔書は震災後の復興事業を進めるために国民のエネルギーを喚起させようとしたものではあるが、震災というタイミングをとらえて、国民精神の統一や忠君愛国思想の強化をも目指しており、そこに真の意図が置かれていたとも言える。実際、この詔書が発布されてから、「浮華放縦」「質実剛健」などの用語がただちに新聞や雑誌に溢れ、震災後の日本社会を裏付ける時事用語にまでなった。そして、この詔書の発布は、同時期に登場してきた「天譴論」の有力なバックグラウンドになったことも指摘しておきたい。

(2) 増田義一の「天譴論」

増田は、出版経営者として一日も早い社業回復のために心血を注いだ。しかし、彼もまたやはり、関東大震災を「天譴」と考える立場であった。すなわち、大正初

¹⁰ 前掲・山野晴雄「関東大震災後の社会情勢」、p.210。

期以来の国民精神が墮落し、そのために天が国民に下した天罰であると見なしたのである。ただ、ここで注意しなければならないのは、増田の「天譴論」は、国民精神の墮落そのものを批判しているだけではなく、震災を一つの契機として、新しい国民精神を創出することをめざしており、むしろその方に力点があったことである。つまり、日本国民の試練であるということである。

「天譴論」については、これまであまり研究がない。日本近代史の概説書や通史に、関東大震災の影響として、簡単に触れられていることがあるものの、渋沢栄一の名が挙げられている程度にすぎないのである。このような研究の現状を踏まえて、本章では以下この「天譴論」を詳しく取り上げていくことにするが、とりあえず震災直後の増田の言動から見ていくことにする。

A 「訓練なき」国民性の批判

大震災の直後には、前述のように朝鮮人暴動の流言が飛んだ。東京・神奈川・埼玉・千葉においては朝鮮人が放火するとか、爆弾を投下するとか、あるいは略奪強盗を働くとか、井戸に毒薬を投ずるとか、さらに数十人もしくは数百人が群をなして来襲するとか噂が流れたのである。そして特に、府下の大森などでは朝鮮人 2,000 名が来襲するとの噂により警鐘が乱打されたほどの騒ぎとなった。各地に自警団が組織され、昼夜の別なく警戒を行い、通過する人びとを朝鮮人とみれば事情にかかわらずとらえ、中には虐殺してしまったところもある。そのために、言語不明瞭の日本人も朝鮮人と見なされて殺されるということさえ起こった。人びとは、正当防衛もしくは自衛を名目にして、凶器さえ携帯するに至ったが、警察はこれを黙認することも多かった。このような中で戒厳令が敷かれた。

増田は、このような出来事に対して、「混乱状態の極に達した」ものであると批判した¹¹。朝鮮人の暴動がデマにすぎなかったことは、あとになって明らかになったが、人びとがそうした風説を一方的に信じたことにより、罪も無い多数の朝鮮人が殺されてしまった原因を国民に沈着冷静な訓練が欠乏していたからにあると考えた。なぜなら、何千人もの朝鮮人が東京およびその付近の 1 か所に集って行動を起こしたとしても、近衛師団でも、また第一師団でも、一つの師団さえあればその暴動を一挙にして鎮圧できる程度の規模に過ぎないものである。そもそも、日本へ出稼ぎに来ていた朝鮮人の大多数は、労働によって貯蓄することを目的にしており、大震災

¹¹ 「訓練なき国民性の欠陥」(第 26 巻第 20 号, 1923 年 11 月 15 日)。

に乗じてにわかに組織的暴動を行うことは常識では考えられないのである。一部の「不逞朝鮮人」がいたとしても、多数の朝鮮人を同一視して、虐殺事件を惹き起こすに至ったのは、日本国民の群衆心理に起因するものであり、即ち「一犬虚に吠えて万犬実を伝ふ」に等しい行動なのであるという。このようなことを防ぐためには、日本国民は平素からの訓練修養が必要であり、つねに大国民としての襟度をもち理性に訴えて合理的に考えるようにしなければならないというのが増田の主張である。

それまでも増田は、代表主筆として『実業之日本』誌上に、国民の修養や国際的精神の育成などを呼びかけてきたが、ここでの増田の主張は、日本国民が未熟であり、今後とも沈着冷静な態度の養成が必要であるとして、当時の日本人をあえて批判したものであった。

B 増田の「天譴論」

大震災後、増田はこの災害は「天譴」であるという観点を表明した。ここでまず、増田の文章を見ておこう。

「天譴」の視点が最初に表れたのは「天災と大教訓」（第26巻第18号，1923年10月15日）である。以下はその一部の引用である。

大震災前の日本国民はいかなる生活をなし、いかなる精神状態であったろうか。一般の風潮は勤労をいとうて安逸をむさぼり、驕奢にながれ淫靡に陥り、自由恋愛を唱え三角恋愛をとき、いたずらに享楽主義にかたむき、カフェーは繁昌し、舞踏は流行し、情気満々、無責任の徒多く、不正事件頻発し、賄賂公行し、じつに不真面目の状態であつた。しかしてかく一方的に物質的に流るとともに、他方には社会主義や危険思想が伝播せんとし、農村の赤化運動さえ見るにいたり、社会の秩序や規律をおもんぜず、わがまま勝手な思想が増長せんとした。この社会状態を見て心あるものはじつに憂慮したのである。堅実なる思想をも古いと称していたずらに新しがらんとし、いわゆる新人と称せらるるを喜ぶの傾向があつた。外来思想中にはよいのもあればわるいものもある。それを区別せずしてうのみにし、しかも穿き違えて自分勝手に解釈し、責任義務を度外視するのふうがあつた。このままで進んでいつたら、日本はどうなるかと予もまた識者とともにひそかに痛心したのである。

果然一大天災が起こつた。これ天のわが国民を譴責したのではなからうか。全国民に向かつて反省せしめかつ改心せしむるために一大鉄槌を頭上に下したのではなからうか。

東京は全国の首都であつて、これを人体にたとへれば頭である。頭を叩けば全身に大打撃を与えたことになる。手足をうたれたよりも影響が大きい。由来東京は全国流行の根源地であつて、東京が奢侈に流るれば、地方もこれにならぬ、東京が質素におもむけば地方もまた質素になるのである。政治の中心であり、学術文芸の中心であり、また実業の中核である東京に、一大鉄槌を加えられたことは、これ全国に大打撃を与えることになる。すなわち今回の大天災は天がわが国民に向かつて譴責し、かつ一大警鐘をならしたものであるまいか。いまや東京でも横浜でも享樂の舞台は消えて幻滅の悲哀が残つている。

1923年は混迷のうちに暗い幕を下ろし、人びとの生活は重苦しさにつつまれていた。しかし、そういう中で増田は、「浮華放縦」の打破と、受難の中からの再生を熱心に訴えつづけたのである。

それに続いて、増田は「災厄突破の道」(第26巻第21号, 1923年12月1日)の中で、震災という危機を乗り越えるには、奮闘主義と節約主義の断行が必要であると説き、さらに幾人かの有名人が災難に遭った例を挙げて、そのことを説得しようとしている。たとえばライオン歯磨きで成功した初代創業者小林富次郎は、いくたびも天災に遭って自殺しようとしたこともあったが、幸いキリスト教徒であったため聖書の言葉によって救われたと述べている。その聖書の言葉とは「爾曹主の懲治を軽んずる勿れ、其譴責を受くる心を喪ふ勿れ。そは主その愛するものを懲らしめ、又すべて其納る所の子を鞭てり。爾曹若し此懲治を忍ばば、神は子の如く爾曹を待ひ給ふなり」(原文のまま)という一文であるという。すなわち、自分の受けた災害は神の譴責であり、懲治である。これを忍べば神は自分を子の如く愛してくれる。したがって、将来の成功は期待できる。増田は、小林がそのことを悟り、奮起したと述べている。

増田は、このような実例をもいくつか挙げながら、今回の大震・大火も天の譴責であり、懲治であるから、これに忍んでこれまでの欠点や過失を改めて、真面目に努力すれば、災厄は必ずしも不幸ではなく、新たなる幸福の種子となると説いたのである。

しかし、増田が主張している「天譴」は、必ずしも譴責に力点を置いた消極的なものではない。それとは逆に、むしろ天の禍いから積極的な意味を引き出し、努力さえすれば必ずいい結果になるという信念をもつように訴えたものなのである。た

たとえば増田は、「天は自ら助くる者を助くる。殊に自ら招いた禍よりも、天災の方は真面目に奮闘する人に、天は必ず賠償して呉れる。故に自分さへ災厄を突破する決心を為し、而して之を実行さへすれば、前途の光明は赫々として輝く」と説いている。すなわち、今回の大震災により、「因襲的奢侈淫靡浮華懶惰の黴菌」が焼き殺され、新たに健全な精神が勃興できれば、禍はかえって福となるとしているのである。そして、国家の興亡や国民の盛衰を研究しようとする者は、国家が隆盛していた時代や国民が勝利した時よりも、むしろ失敗の時代に着眼し、得意の時代よりも失意の時代を深く考察しなければならないと言っている。そして改めて、一国の新生命と新元気とは失意逆境の中から湧出するものであり、罹災者は災厄をむしろ将来の発展の踏み台として捲土重来をはかることができるので、国民の今後に大いに期待を寄せていると鼓舞したのである。

1924年7月1日、アメリカでは移民法が実施された。それは、白人以外の移民を排斥するものであったが、実際には日本人を主要な対象とするものであった。増田は「真剣論」(『真剣号』夏季増大号、第27巻第13号、1924年7月1日)でそのことを批判したが、次のように述べて、国民全体が真剣にならなければならないと、改めて呼びかけている。

近来我國民一般に精神の緊張を欠き、責任觀念頹廢し、怠業気分各所に漲り、何となく心驕り氣弛みで、奢侈遊惰に流れ、更に享樂淫靡の惡風増長し、性欲問題や自由恋愛に力を入れ、風紀紊れて人心萎靡し従つて利欲心のみ増長して我儘勝手の自我が強くなり、大切なる剛健質実の精神を喪失したことが甚だしい。昨年の大震災は天の一大警告として國民に反省を促したるも、喉元過ぐれば暑さを忘れんとするの際、今回の米國に於ける排日法の実現したのは、一面に於て我國民に最大の警鐘を乱打するものと謂ふべきである。今迄の如き不真面目な上滑りは断じて許さないと云ふ絶対絶命に陥らしめたものである。換言すれば生れ變つた如き覺悟を以て真剣にならねばならぬことを教ゆるものである。國民挙つて真剣にならねばならぬ秋が来た。(傍点は筆者による)

アメリカの移民法に対する増田の捉え方については第4節(4)で改めて見るが、新聞を中心にアメリカ批判が強まるなかにあつて、むしろそれを抑えるかかのように、アメリカから差別を受けざるをえない日本人の評価の低さを挙げて、クールな見方をしている。ただここでは、アメリカの移民法が出されたことの捉え方には、

やはり「天譴論」と同じような論理が貫かれていると言える。

ただし、増田の「天譴論」には、未来へとつながる積極性がうかがわれる。同年9月1日の震災記念日に出た第27巻第17号（1924年9月1日）に、「災厄記念の善用」という文を載せた。そしてその後も、震災記念日になると、やはり、『実業之日本』に筆をとっている。そして、自己省察と懺悔を実行するにはもっともいい機会であると同時に、新しき精神の創造に努めるように国民に呼びかけ続けることになるのである。

増田の「天譴論」は全体として、天災を一方で現在の日本国民の墮落への警鐘としつつも、そのことに力点を置くのではなく、むしろそれは改革の契機であり、新しい国民精神を創出する絶好の機会であるとして、そこから将来に向けた積極的な展望を引き出そうとするものであった。つまり、国民はこのチャンスを逃さず奮闘すれば、この「禍」を転じて「福」となすことができると鼓舞するものであったのである。増田の「天譴論」の特徴は、そこにあると言える。

（3）『改造』における「天譴論」

当時、この大地震を「天譴」と考えた人は増田だけではなかった。実業界の中にも、「天譴論」を主張していた者がいたし、あとで取り上げる渋沢栄一はその代表である。

また、この時期の新聞・雑誌は、地震を題材にした各種の論争を展開していた。「天譴論」は、現在から見ると、大正デモクラシーの思潮を抑えようとするマイナス的な役割を果たしたという認識をもたれがちだが、震災直後の時期にあって、「天譴論」を主張した者は意外に多く、それなりの理由があったように思われる。近松秋江の「天災に非ず天譴と思へ」（『改造』大震災号、第5巻第10号、1923年10月1日、p.216～219）の一文などもその一つである。彼は「天は平等に渾円球上の国々に禍を下した」という観点から、大震災を「天譴」と見なすべきだと説いている。以下は、その一部である。

日本は、歐洲対戦の苦楚を具さに嘗めた欧州の当事国同様の憂き目に出会ったが、それは仮ひ盲目的な大自然の破壊力に触れた為であつたにしても、幾らか自から省みて嚴肅なる天譴の感に打たれないではいられないであらう。実のところ近く二三十年来の日本国民はその国民的成功に酔つていた。殊に歐洲大戦の余沢に浴してアメリカに次ぐ成金

国となつてからは心ある者には苦々しいまでに好い気の骨頂になつていたものである。

(中略) 今から約三十年前の日清戦争に勝利を占め、ついで二十年前の日露戦争に大勝利を博してからといふものは日本の国運の興隆したことは実に歴史上の奇跡といふべき事実であつた。それは勿論日本民族の天賦の能力と、その努力心労の結果とであつて、決して偶然に贏ち得た幸運ではなかつたのだが、再三再四の成功と幸運とに酔つた日本国民は最近大分無益の奢侈放縦に流れていたことは争はれないのである。国民全体として、又各個人として、それぞれに日本人は努力もしたらうが、あまりに奇跡的の幸運にも恵まれた。そしてその恩恵に甘へ過ぎた形であつた。為政者も被治者も勝利と幸運の結果、自省のない我利と無節制なる欲望の充実に向つて趨つたのである。衣食足つて礼節を知るといふのも真理であるが、あり余る潤沢は無道德を増長せしめる階梯ともなる。仮し極度の不足は人類に不幸であるにしても、贅沢なる生活も亦人間の不幸である。さほどの精励努力を為すことなくして贅沢なる物資が意の如く得られたのが日本最近数年の国民生活の状態であつたのだ。

近松はこのように、成功と幸運に酔っていた日本国民の贅沢な生活の現状を批判し、今回の震災が罹災当事者個々人の上にかかったものではなく、日本国民全体の上に降りかかった天譴だと指摘している。つまり、日本は明治以降の成功により、今日のように身代も肥り地位も向上したが、それは日本民族の努力勤勞の結果によるというより、むしろ不思議な僥倖に過ぎなかつた。それにもかかわらず、それを自覚せずにいる日本人が多く、大震災はそのことへの警鐘であるとしたのである。その上で、震災のために蒙った損失を回復させるために、以下のような提案をした。

それにつけても一層真剣な気持になつて、つくづく思はせられるのは、無用の贅澤品や虚栄に充ちた装飾品などの絶対的禁止である。外国から輸入を仰ぐダイヤモンドとか、その他之れに類する各種の装身具などは当分身に着けたとて何の効もない。それから絹糸織物なども殆ど無用である。日本人自身で絹糸を紡いだ着物を着ることを当分抑節し、全部生絲として欧米へ輸出することを先務とせねばならぬ。

之を要するに、堅忍不拔の勤儉貯蓄を第一モットーとして、日本国民は今後いくら少くとも十年間は辛抱せねばなるまい。

この論調は増田の主張ときわめて似ている。日本経済は 1920 年頃より、第一次世

界大戦の反動恐慌に陥り、その後も貿易入超などによって不景気が続いていたが、その理由を国民の贅沢と浪費などに求める見方が、すでに以前から出されていた。そうした中で起こった大震災は、そうした立場に立つ論者に格好の論拠を与えることになったのである。

このように、「天譴論」はけっして一部の者たちだけのものではなく、『改造』のような民本主義や立憲主義に立つ誌上にも載ったものであるが、それは大震災という未曾有の体験をした者を納得させるものであったからであろう。

(4) 『東洋経済新報』と「天譴論」

そうした中であって、『東洋経済新報』の関東大震災についての論調は、『実業之日本』とも、また『改造』とも異なり、徹底した科学的視点を示すものであった。「此経験を科学化せよ」(第1067号, 1923年10月1日)はその代表的な論説であり、次のように指摘している。すなわち、震災は自然現象であるが、適当な防火設備がなかったため、東京は大きな被害を受け、交通・通信・警察・教育・行政・その他ほとんどの物質的・精神的施設が、根底から揺り動かされたのである。そして、今回の災害に鑑み、日本はあらゆる方面において改良を必要とするが、そのためにはこの経験を科学化し、その意味を正確に理解し、将来に利用し得る形として保存すべきであると論じた。

また、この時期の『東洋経済新報』は、「啓蒙運動の必要」「温情主義の破滅」「調査材料の保存」「反社会主義宣伝の滑稽」(第1068号, 1923年10月6日)など、あえて大震災と関係ない文章を載せている。そして、震災後の「人心の倦怠」については、その原因は経済上の行き詰まりによる生活の不安、政治熱の冷却による政治の倦怠などにあると指摘した(「人心の倦怠」第1101号, 1924年6月7日)。

この時期の『東洋経済新報』には、「天譴論」に対して直接に反論しているものは見られないが、「日本亡びん」(第1087号, 1924年3月1日)では、「一部の知識階級の悲観的思想」として言及している。そこでは、悲観的思想の由来に関して、それは経済界・政治界のすべてが行き詰まり、どう転回すればよいか見当が立たなくなったためであると分析している。しかも、それらの知識人を悲観的にさせてしまうもつとも根本的な原因は、思想言論に自由のないことにあると指摘しているのである。また、職業的宗教家を集めて「思想善導会議」を開いた清浦首相を次のように皮肉った。つまり、清浦首相は、日本国民が唯物思想に囚われて、世の中が陰悪

になったと慨嘆して、その原因が分からないままに見当違いの思想善導会議などというものを開催したのだというのである。

さらに、「詔書」で強調された「精神の振興」についても、「精神の振興とは」（第 1071 号，1923 年 10 月 27 日）で、次のような観点を示した。

災後の復興事業の第一の要件は、精神の振興にあると説く人がある。如何にも尤もの主張、小評論子も、其謂ふ所の「精神」の意味次第では、一議もなく同意する。併し実際に於ては、精神とか、魂とか云ふ言葉ほど、はつきりしないものはない。用いる人に依つて皆其色合ひが違ふ。保守家に精神と云はせたら、復古的精神を指し、社会主義者に精神と言はせたら、階級争闘的精神を意味するだらう。小評論子は、斯様の或型にはまつた——宛かも馬車馬の眼の両側に覆ひをして、唯だ一本筋に尻をはたいて飛ばせるような精神の振興には賛成が出来ない。若し夫れ単に元気を出す位いの意味の精神の振興なれば、改めて論ずるがものはない。亡び行く国民なら知らぬこと、苟も伸びる力を持つ国民が、此位いの災害で意気沮喪してたまるものではない。心配は寧ろ無用だ。

『東洋経済新報』の政府に対する批判は、このようにかなり辛口である。そこには、自由主義の立場に立つ『東洋経済新報』の姿勢がうかがわれる。この時期だからこそ、思想と言論の徹底した自由を国民に与えなければならないというのである。つまり、震災後の振興は、何よりも自由の精神の振興を実行すべきであるとしたのであるが、その「自由の精神」については、次のように説明する。すなわち、自由の精神とは、資本主義でもなく、社会主義でもなく、軍国主義でもなく、世界主義でもなく、その他一切の型によって固められる思想でもない。それは、他人の説をよく聞き、自らの説を腹藏なく述べ、正すべきは正し、容るべきは容れる、一点のわだかまりももたない精神なのである。言い換えれば、自由な討論の精神である。自由な討論の精神の欠けた哲学・科学・芸術は、社会の進歩を妨げるだけで、発展への貢献と無縁である。山本首相の提唱する教育方針の改革も、修業年限や制度の改革ではなく、むしろ精神の改革こそが必要である。このように批判したのである（「自由討論の精神」，第 1074 号，1923 年 11 月 17 日）。

「詔書」が唱える「勤儉奨励」についても、「自由討論の精神」（第 1074 号，1923 年 11 月 17 日）は、次のように批判している。すなわち、最近の勤儉論の台頭や政府の勤儉奨励政策は、国民の生活程度を一つの形式の中に押さえ込もうとすること

にほかならない。成金輩出時代の贅沢最盛当時においてさえ勤儉の主張がなかったのに、もっぱら大震災になって現れてきた勤儉奨励の大宣伝は、果して正しい勤儉論なのであろうか。このように疑問を表した後で、その誤りについて、次の二点を指摘する。第一に、奢侈の基本的かつ普遍的な原因は、収入の不公平にあることである。したがって、まず基本となる社会制度の改造から着手しなければならない。それを行わずにただ勤儉だけを説くのは本末転倒である。第二に、経済組織が変化したことである。資本主義経済が発達したことにより、社会の大部分の人びとは賃金労働者となり、月給取りとなって、独立を失った時代になった。このような社会においては、「勤勉」という己れの心一つだけではどうすることもできないのである。それなのに政府は、依然として資本主義以前の勤勉観念をもって、国民の全部に勤勉を奨励するという時代錯誤を犯している。

『東洋経済新報』は当時の一般思潮と異なり、科学的視点をもって震災を認識しようとしているのである。つまり、震災は単純な自然現象であり、この震災から科学的教訓を得て技術を高めるべきであるが、現時点にあって特に大切なことは、何よりも経済を健全にすべきことであり、さらに宗教の説諭や精神統制を行うのではなく、自由な言論を進めるべきであるというのである。

このように、「天譴論」を直接に取り上げているのではないが、自らの考え方を理詰めで展開することによって、収入の不公平こそ社会不安のもっとも大きな要素であり、それを解決するためには「勤儉節約」などではなく、社会制度を根本的に改造しなければならないとしたのである。すなわち、大震災を契機として、国民に思想統制をかけようとする政府の意図を鋭く指摘するとともに、むしろこの大震災をきっかけとし、経済組織の再建や社会的改革を行うべきであると訴えたのである。このような『東洋経済新報』の論調と比べると、『実業之日本』は明らかに政府に同調する論調をとり、国民を「思想善導」に方向づけようとしていたものであると言わざるをえない。

(5) 「天譴論」をめぐる諸論

「天譴論」の登場に関しては、一方でそれを迷信に近い思想であるとして、極めて消極的な意見もあれば、他方で大震災が貴賤貧富の別なく、一般の人びとにも及ぼしたものであったことから、間違いなく一種の天譴あるいは天警だとして賛成する議論もあった。『実業之日本』誌上には、このような「天譴論」も掲載されている。

まず、仲小路廉の「焼跡より第二の大倉浅野生れん」(第 26 巻第 20 号, 1923 年 11 月 15 日)の一文を挙げておこう¹²。

或は之を指して天譴だと云ひ或は天より下されたる警戒だと云ふもある。一面より考ふればこの天地間に於ける一大惨事に対し之を天譴だと云ひ或は天警だと云ふことは、或は迷信に近いとか或は没理想であつて、さやうなたわいもないことを云ふべきでないと言ふ人もあるであらうが、併しながら人は常に自らを反省せねばならぬ。(中略)この度の大惨害は貴賤貧富の別なく、一般の人びとに及ぼしたことである故、之を指して一種の天譴だ、天警だと云ふことは或は人びとに取りて迷惑なことと思ふものもあらうが、併し決してさうでないと思ふ。打ちあけて云へば、この数年間に於ける我国の状勢は人心が余りに放縦放慢に過ぎたのではなかつたらうか。(中略)この際は自然の威力の畏るべきと共に、天地間の恩沢、社会共同の恩沢に対し何人と雖も感謝の念を払はなかつた者はなかつたであらう。(中略)自らを助くるものは人も亦之を助け、天も之を助くることはその言決して古くない、真理はその中に活々として含まれている。(後略)

冒頭の部分は、「天譴論」を相対化しているようにもとれるが、仲小路が「天譴論」の立場にあることは明らかである。すなわちそれは、ここ数年間、人心が放縦にあったので、天の威力を改めて人びとに認識させるために起こった一つの出来事であるとの主張である。

当時の東京商業会議所会頭の藤山雷太も「実業国民発展飛躍の大好機」(第 26 巻第 21 号, 1923 年 12 月 1 日)¹³を書いている。藤山は関東大震災を「皇天の下せる一大試練」と見なし、「今回の大震火災は皇天が日本国民をして、真に一大国民たらしめんが為めに払はしめた一大犠牲」であり、「日本国民は寧ろ皇天の優渥なる恩寵に感激して奮起蹶起」しなければならないとの論理を展開した。彼も増田と同じく、「日本国民は此際一新せる思想を以て、先づ在来の生活の方式に向つて改革を励行せねばならぬ、国民の基本たる衣食住は、今日を機会として更により簡潔にせねば

¹² このときの仲小路廉は、枢密顧問に任命されていた。この文章のなかで、彼は実業之日本社との関係を次のように述べている。すなわち、実業之日本社はつねに穩健にして堅実な思想をもって実業社会の木鐸となり、世の警鐘の任を尽していることは以前より認識していたし、さらに社中の人びととも久しい間馴染み合いのものも多い。今後も職務上差し支えがなければ、時間の許し得る範囲において、従来のように意見を発表したい。

¹³ 藤山には「運命開拓の好機は来れり」(第 27 巻第 1 号, 1924 年 1 月 1 日)という文章もあるが、そのなかも「皇天は一大天譴を下して警醒せしめ給ふた」と書いている。

ならぬ」と述べ、震災を一つのきっかけとして国民はさらに奮闘努力すべきであると呼びかけている。

以下に引くのは、この藤山の文章の一部であるが、大震災の天譴を、旧来までの「天佑」と対比させているところが興味深い。

我が愛する日本国民よ！速に栄華の迷夢より覚醒せよ！昨年九月の大震災は、日本国民に対する一大警鐘であった。皇天が日本国民に向つて、『日本国民よ、覚めよ々々、之にて尚ほ且つ覚めざれば、更により大なる痛撃を加へるぞ』と戒められた一大警鐘ではないか。

ア、我が熱愛する日本国民よ！耳を聳てて、轟々たる警鐘の音を聞け！

従来日本には天佑が多かつた。皇天の恩寵が豊かであつた。日本国民は所謂天佑を保全せる国民であつた。然るに昨年九月に至りて、多年天佑の恩寵に浴して居た日本国民は、遂に皇天の叱りを受け、其驕れる頭上に一大鉄棒を加へらるるに至つた。¹⁴（傍点は筆者による）

実業界の巨頭である渋沢栄一の言説にも注目しておきたい。「天譴論」と言えば、まず渋沢の名が挙げられているからである。渋沢が大震災について最初に触れた文章は、講談社の『現代』1923年10月号の特集「帝都復興策」に寄せた「両立し難い二つの条件」であるが、そこには次のような一文がある。

各自は専ら忠節謹慎の態度に帰り、大に自ら修養に励むべきである。而して今後は、宜しく浮華輕兆の凡を去り、帝都の市民としては、堅実な思想、忠節な志氣を以て、先づ各自が表から目ざめる工夫が肝要である。¹⁵

ここでは、渋沢は震災を国民の思想を是正する機会と見なしており、すでに「天譴論」的な見方が表れている。

もっとも、この『現代』特集「帝都復興策」には、渋沢のもの以外にもそのような視点が出されており、そもそも巻頭の社説「激震来」が、次のように書いているのである。

¹⁴ 藤山雷太「迷夢より醒めて真剣に立帰れ」（夏季増大『真剣号』第27巻第13号，1924年7月1日）。

¹⁵ 渋沢栄一「両立し難い二つの条件」（『現代』1923年10月号，p.41）。

今は大正十二年九月一日、綱紀の弛緩、政党の無力、内治外交の不振、打ちつづく財界の不況、労資の不安なる争闘、奢侈安逸の流行、性欲の崇拜、情死の讚美、社会生活に対する呪詛、あらゆる不詳なる事象一代を掩ひて妖氣四海に漲るとき、天はこの恐るべき鉄槌を下して、先づ民心を警醒せしめられた。東京市民は、少なくとも、愕然として自己本来の面目にかへつた。(中略)一転瞬にして過去は破壊せられた。すべては同一水平線上に発芽しつつある。新しき出発点より進行を起して、新しき時代を展開せよ、曙の鐘は、殷々として、野にも山にも響き渡るのではないか。¹⁶

すなわち、大震災は天から下した鉄槌であり民心を警醒させるためのものであったという。震災によってすべてが破壊され、同じ水平線に帰したのであるから、これまでの不正の社会生活を変え、新しい時代を展開すべきだとの論調である。

渋沢の「天譴論」は、『実業之日本』(第27巻第1号, 1924年1月1日)の「復興国民の努力すべき第一義」に最も明確に示されている。その文頭に、「震災前の人心は一般に浮華軽佻に流れていたもので、私はこの災禍を以て一種の天譴であると思った」とあるように、彼は自分が「天譴論」者であることを明らかにしている。そして、「天譴論」に対して、迷信であると批判する人もいるが、従来の天変地妖の多くは、人心の軽佻浮華に流れて荒廃した時に起こったものであるとして、天災と人心の乱れとの関係の積極性を強調する。その例として、元暦2年7月9日の京都大地震、明暦の大火、元禄16年の江戸大地震や、安政元年の関東大地震および翌2年の関西大地震などを挙げている¹⁷。そして、これらの天災はいずれも当時の人心が奢侈に流れ荒廃した時に起きたものであり、逆に人心が緊張して努力するときにはこういう天変地異はほとんど起こらなかったとまで述べている。

「積不善の社会に天譴あり」と信じている渋沢は、震災前の人心が举世滔々として驕奢に耽けり、社会全体が勤儉に向わなかったことが今回の大震災の原因であり、災害を天譴と見るのは決して迷信とはいえないと強調した。その上で、国民はつねに己れを慎み、知を磨き、勤勉儉約、復興の大事にあたる覚悟をもって、天譴に反

¹⁶ 社説「激震来」(『現代』1923年10月号, p.6~7)。新聞雑誌全体の天譴論について、後藤嘉弘「関東大震災後の天譴論の二側面」(『メディア史研究』第4号, 1996年)を参照。

¹⁷ 元暦2年7月9日の京都大地震とは1185年の京都大地震、明暦の大火とは1657年の火災、元禄16年の江戸大地震とは1703年の江戸の地震、安政元年の関東大地震とは1855年の地震を指していると思われる。安政2年の関西大地震は不明である。

省しながら努力すべきであるとして文章を結んだ。

災害を天からの戒めとして、人心の荒廃との因果関係においてとらえようとするものを「天譴論」とするならば、渋沢のそれは、まさに典型的なものであったと言える。

渋沢の「天譴論」の特徴は、天災を人心の荒廃に原因があり、それへの戒めであるとして、そこに力点を置くものである。つまり、視点を過去において、そこから国民の自省に迫るものであった。その意味では、同じ「天譴論」でありながらも、増田義一の捉え方とは、かなり異なるものであった。

渋沢のほかにも、「天譴論」を主張した者は少なくなかった。たとえば、当時の東京市社会教育課長である大迫元繁も、震災を「災厄は天の与えた慈悲」と解釈した¹⁸。また、農政家の山崎延吉は、自ら「天譴論」そのものについて意見を明らかにすることはしなかったが、翌 24 年末に震災直後の思想潮流を回想して、「彼等被害民は天災を怨まずして、反って天譴なりと自省し、反省したものである」と述べるとともに、当時の人心が浮華放縦に流れて、民風は軽佻詭激に陥っていたとしている¹⁹。

このように、当時の日本では、「天譴」の考えが社会一般へかなり広まっていた。それを基盤とするかのように、全国的な規模で国民精神作興会が作られていた。たとえば、前山本内閣の法相平沼騏一郎は、1924 年 2 月に鈴木喜三郎、東郷平八郎、上原勇作、宇垣一成、池田成彬、結城豊太郎などの官界・陸海軍・財界・学界の有力者を集めて国本社を組織し、自ら会長となった。国本社の創立趣意書の一節は、次のようにうたっている²⁰。

客年大災に遭ひて国財多く毀損せられ、国力著しく衰退をしるや、今にして国民精神を涵養振作し、国本を固くし智徳の並進に努め、国体の精華を顕揚するにあらんずん。

この国本社は、「国民精神作興二関スル詔書」の線上にたって、思想善導運動を展開し、地方社会に大きな影響力をおよぼそうとしたものである。また社会全体に、自由主義的・進歩的な思潮や運動にかわって、「忠君愛国」主義的な思潮が、巻き返しを始めていた。

¹⁸ 大迫元繁「世界創造の歓喜に燃えよ」(第 27 巻第 1 号, 1924 年 1 月 1 日)。

¹⁹ 山崎延吉「我國民の墮落と其救済」(第 27 巻第 23 号, 1924 年 12 月 1 日)。

²⁰ 金原左門「関東大震災と天譴論」『昭和の歴史第 1 巻 昭和への胎動』(小学館, 1988 年) p.237 ~238。

一口に「天譴論」と言っても、その内容には大きな幅があり、増田義一のものど
 渋沢栄一のものとの間にもかなりの違いがある。しかし、そのような差があったに
 せよ、「天譴論」は全体として、大正デモクラシーとその思潮の広まりを大きく抑え
 る役割を果たしたことは事実である。

(6) 大震災後の増田義一の政治観

A 「更始一新」と第15回衆議院議員選挙

1924年は甲子の年であるが、甲子の発音は「更始」と相通じていたために、増田
 はこの年を「更始一新」のためのもっともいい機運であると見なした²¹。特に、原敬
 を引き継いだ高橋是清内閣が倒れた後の三内閣、つまり、加藤友三郎内閣、山本権
 兵衛内閣、清浦圭吾内閣はいずれも特権階級の貴族院を基礎としており、変則的な
 組織であると批判した上で、このような非立憲的な内閣を打破して、衆議院の多数
 に基礎を置く立憲内閣を組織し、国民本位の政治を断行することこそが大正維新の
 根本的な目的であると明言したのである。

実際に、1924年に入ると、政友会・憲政会・革新倶楽部の三派の有志により、発
 足したばかりの清浦内閣に反対する動きが見られた。いわゆる第二次護憲運動の開
 始である。この動きの展開のそれまでの中で、圧倒的多数を誇っていた第一党の政
 友会が真っ二つに分裂し、内閣を指示する床次竹次郎のグループが、政友本党を結
 成した。それによって、衆議院の党派は、この政友両派と第二党であった憲政党（以
 前の国民党）が鼎立し、さらに少数派に革新倶楽部や庚申倶楽部があるという状態に
 なった。増田は、政友会の分裂を「政界革新の機運」と見なした。その根拠
 としては、それまでずっと野党であった憲政党に有利な状況が生まれたということ
 だけではなく、長らく多数派に安座していた政友会が分裂したことにより、双方と
 も政権の回復をめざして真剣に努力するようになったことや、さらに知識人と実業
 家も政治に対して興味を持つようになり、進んで政界へ投げようとする傾向も出て
 きたことを挙げている。いよいよ政界革新の機運が生まれてきたというのである。

また、長らく暗闘を続けてきた政党間の争いについては、「党争の倫理化」を提唱
 している²²。増田は、立憲制下の代議政治において、政治が国民を本位とし、道義を
 基礎とするものである以上、政党間の争いも、国民に分かりやすいものでなければ

²¹ 増田義一「更始一新の機運」（第27巻第6号，1924年3月15日）。

²² 増田義一「公明正大の心事を養へ」（第27巻第10号，1924年5月15日）。

ならず、公明であるべきであるとして、その倫理化を訴えたのである。そして、そのために次の五項目を提示している。すなわち、①党争は誠意をもってすべきである、②党争は公正の武器をもってしなければならない、③敵の人格を尊重しなければならない、④党派よりも国家を重んずべきである、⑤どんな場合にも紳士的態度でなければならない、というものである。そして、以上の覚悟があつて訓練ができれば党争の倫理化は実現できるはずであるという。日本の政治家は党派を異にすると反目嫉視する悪癖があるが、真の立憲政治を実現させるためには、公正で寛容なる立憲的雅量を養うことが望まれると訴えているのである。

この年の5月10日には第15回衆議院議員選挙が行われることが決まると、選挙についても従来のあり方を厳しく批判している。当時、選挙に勝つには、三バン主義（すなわち地盤、看板、かばん）が必要だと一般に言われていたが、増田はそれを否定して、それよりむしろ人格識見、主義政見のほうが重要であると述べる。また、選挙戦における腐敗に対しても、投票仲買人を撲滅することが選挙の「廓清」にとって最も必要な急務であるとも強く訴えている。「廓清」という言葉は、1910年代より高まった廃娼運動で使われたものであるが、それを使わなければならないほど、当時の選挙戦は醜いものであったのである²³。

そして増田は、欧米先進国の選挙事情を挙げている。具体的には、イギリスとアメリカの選挙の実態を紹介し、他の国の選挙基準と選挙民の態度を日本の国民に对照させようとしたのである。候補者選択の標準については、「政治的節操ある者」「道義心あつて責任観念強き者」「透明なる主張ありき者」「学問識見ある者」「経綸を有しこれを実行する才幹ある者」「清新豊富な思想を有する者」「国家国民を本位として私利を営まざる者」などが必要であるとしている。

しかし、増田が最も強調したことは、公正な選挙態度のためには選挙民の自覚が必要であるということであった。そして、総選挙の結果というのは、究極において国民の政治知識の程度や、道義心のあり方などの表現であり、選挙民は立憲的「心術」で立憲政治の完成を図らなければならないと訴えたのである²⁴。

第27巻第9号（1924年5月1日）の「編輯偶話」では、選挙界の買収運動、有権者の無節操などを批判し、国民は大いに覚醒して公正な選挙を行うべきだと主張している。以下はその一部である。

²³ 近代日本の廃娼運動と「廓清」という言葉については、楊善英『日本キリスト教婦人矯風会と廃娼運動』（東京外国語大学博士学位論文、2005年9月）が詳しい。

²⁴ 増田義一「国民覚醒の試金石」（第27巻第9号、1924年5月1日）。

本誌は政党政派に何等の関係なく、厳正中立、ただ内には国家の発展と国民の幸福とを増進し、外には正義の下に世界の進運に貢献することを期するのみである。故に総選挙に際しても我々は有権者に対して最も適任者と自身するものにその清き一票を投じ、以て国家的にも国民的にも最も有意義に活動する人を挙げることを勧告するものである。

同誌は、それまでくり返して、日本の立憲制が未完成である理由は国民が立憲政治のあり方に覚醒していないためであると述べてきたが、ここでもやはり国民の自覚を訴えているのである。

以上のように、増田は1924年に入ると、大正維新を実現すべく「更始一新」を唱えたが、護憲運動の展開の中で政友会が分裂したことにより、実際に政界革新の機運が生まれてきた。増田は、それまでも政治に対して発言することは決して少なくはなかったが、この時期にはかなり積極的に踏み込んだ発言をしている。たとえば上で見たように、長らく暗闘を続けてきた政党間の争いに関しては、国民を本位の政治を行うことの大切さや、さらには道義的な観点に基づく「党争の倫理化」を主張したのである。さらに総選挙についても、旧来の醜い選挙のあり方に警鐘を鳴らし、立憲政治の完成のためには、国民が選挙民としての自覚をもち、政治的に成長することが必要であると訴えた。

こうした増田の政治的言動の背後にあったのは何であろうか。実は、同年5月10日の第15回衆議院選挙に、増田は出馬するのである²⁵。そのことと、上に見てきたような論調とはけっして無関係ではない。

10年前に衆議院議員を辞任した増田が、再び政界に出て行くことを決意したのはなぜであろうか。ただ残念ながら、その間の経緯を書いている史料はほとんどないのである。したがって、当時の増田の周囲の状況から、それを考えてみなければならぬ。

それを探るには、この時期の政界の動きをつかんでおかねばならぬであろう。関東大震災への対応に何かと批判のあった第二次山本権兵衛内閣であるが、1923年12月27日に起こった虎ノ門事件²⁶によって、2日後の同月29日に引責辞任した。世論

²⁵ 宮川隆義編『歴代国会議員経歴要覧』（政治広報センター、1990年）p.1347。

²⁶ 無政府主義者の難波大助が、12月27日午前10時40分、虎ノ門で自動車に乗っている摂政宮（皇太子）をピストルで狙撃した事件。弾丸はわずかにずれて未遂に終わったが、難波は、翌年、死刑になった。

は、二度も続いた超然内閣が再び政党内閣に代わることを期待していたが、元老の西園寺公望は枢密院議長の清浦奎吾を首相に推薦して、翌24年1月7日、貴族院議員を中心とした清浦内閣が成立した。

しかし、清浦内閣に対しては最初から批判が強く、成立後早々に東京・大阪の新聞15社の代表が、普通選挙を即時実施しない内閣の反対を申し合わせた。また、衆議院でも、同月10日に、憲政会・革新倶楽部が内閣反対の声明を出し、さらに政友会も高橋是清総裁らがやはり内閣反対に動き出した。しかし、政友会の内部では、前述したように他党との連携を望まない床次竹次郎のグループが脱党して政友本党を結成した。それ以降、政友会・憲政会・革新倶楽部の、いわゆる護憲三派は、結束して清浦超然内閣打倒に向かって進んでいく。清浦首相もそれに対抗して、1月31日、衆議院を解散し、かくして第15回衆議院選挙が5月10日に行われることになったのである。

増田が選挙に出馬を決めたのは、このような状況の中においてであった。その理由としては、まず第一に、増田がめざす政治とは対極にあるような清浦内閣が成立したことと、世論が立憲制への危機を叫び始めたことが挙げられる。同時にまた、圧倒的多数を誇っていた政友会が分裂したことにより、増田のめざしていた「政界革新の機運」が生まれ、そのためには自らももう一度政界に足を入れてみようと思ったものと推察される。増田は、それを自らが再び政界に出て行くチャンスと考えたのであろう。

第二に、公私ともに関係の深かった大隈重信が死去していたことも挙げられる。大隈が亡くなったのは1922年1月10日であり、すでに2年以上の歳月が経過していた。前述のように、増田が初めて代議士になったのは1912年であったが、その2年後に大隈重信が首相となると、彼は国民党の党議と大隈への個人的な関係との間で板ばさみとなり、ついには辞任してしまった。しかし、もはや大隈はこの世になく、政治的なしがらみがなくなったことから、自らの信念を貫くことが可能になったと言える。このことも要因の一つであったに違いない。

第三に、震災復興事業に関して、増田は自分なりのプランをもっていたことである。実業之日本社はすでに日本を代表する出版社となっていたが、その社長である増田が、瓦解した帝都東京の復興に対して、計画や希望をもつということは当然である。しかし、政府の政策や実際の復興計画は、それと乖離することも少なくなかった。とすれば、自らが再び政治家となって、何とかその実現に向かって努力しよ

うと志したことも、ごく自然なことと考えられるのである。なお、彼の震災復興事業への批判については、第4節で見ることにする。

以上のようなことが合わさって、増田の第15回衆議院選挙への出馬となったものと思われる。

ところで、増田はこの選挙で当選する。新潟県の党派別当選者は、憲政会9、政友会3、政友本党2、革新倶楽部1、無所属1であった。そして、無所属1というのが増田である。増田は、考え方は護憲三派に近かったが、かつて所属した国民党がなくなっていたことや、東京復興計画についての自分なりの考え方があったことから、この時はあえて中立を表明したものと思われる。ただし、当選後は、小会派や無所属の議員たちで作った中正倶楽部に加わる。

なお、この選挙の結果は、憲政会が151人を確保して第一党となり、立憲政友会105人、革新倶楽部30人と合わせた護憲三派が圧勝した。そして、翌6月に召集された特別議会において第一次加藤高明内閣が成立するのである。一方、政友本党は、解散前の149議席から109議席へと大きく後退した。

この加藤内閣の成立から以降、1932年5月に五・一五事件で犬養首相が射殺されるまで、政党間の間での政権交代が、「憲政の常道」として続いていくことになる。また、護憲三派内閣の時の1925年3月に普通選挙法案が成立し、25歳以上の男子には、納税の有無に関係なく、選挙権が与えられることになった。政党政治と普通選挙は、増田義一も『実業之日本』もともに長らく訴えてきたことであり、それが実現したことになる。

なお、1927年6月1日憲政会が中心となり民政党が結成されると、増田もそれに加わる。そして、増田は以後も、第21回選挙(1942年4月30日)まで7期連続当選して議員を務めることになり、終わりの頃には、民政調会長、衆議院副議長にまでなるが、本論文で扱う時期には、さほどの政治活動は見られない。

B 「階級の調和」と階級闘争の否定

増田は、震災後も、労働者と資本家との争議、小作人と地主との争議が絶えず起こっている当時の状況に対しては、「階級の調和」を唱えた。すなわち、「心の余裕」を思想の根本とし、「人類相愛」の大義に立脚し、「共存共栄」の本旨を徹底すれば、おのずと妥協することができるとしたのである。互いに自我自利のみを主張すれば双方が破滅する素地を作ることとなる。階級闘争を煽動することは罪悪であり、む

しろ互いに反省して思想的な「調和」を求めるべきである。これが増田の主張であった²⁷。

増田は、もとより階級闘争を否定してきた。そして、社会主義者を階級闘争を煽動して世の中の平和を攪乱し、秩序を破壊しようとするものとして批判した。それはこの時の総選挙に際しても繰り返された。社会主義者が、候補者の人物論を避けて、彼が「資産階級」、つまり資本家側に推薦されているとか、財閥に擁立されているとかの理由から、その排斥せよと叫ぶ言動のあり方を批判した。それは社会主義者流の宣伝であり、嫉妬的反抗心を挑発して階級闘争を行おうとするものなので、一国の選良を選ぶ場合に、社会主義者に乗ぜられるようなことは最も避けるべきだとも断言している²⁸。

社会的不平等に対して、増田はここでは、フランスの社会学者マクスウェルの理論に拠って、次のように述べる。

不平等は明らかに一つの事実である。そして、この事実は絶対的に人びとを支配し、拘束している。もとより平等と公平とは違う。不平等はむしろ公平というべきである。人には賢愚の差があり、その能力才幹にも大差があるのであるから一律一体になるわけがない。その報酬に差異があり、その地位に差別があるのは真の公平であって、むしろ当然である。しかも、この不平等は淘汰および進化の土台であり、また人をして奮闘努力させる所以である。これが増田の階級闘争否定の論拠であった。

これまで見てきたように、増田は、政治に関しては、明らかに政党の側、しかも非政友会側に立っていた。政党内閣に基づく国民本位の立憲政治が行われていくことに政治の革新を見出し、それを「大正維新」と名づけた。この点に関する限り、増田はデモクラシーを実現し推進する側に身を置いたと言える。『実業之日本』もまた、そうした立場の文章を数多く掲載した。

しかし、政党政治の実現とともにもう一つの大正デモクラシーの成果とも言うべき人権の拡大に関しては、必ずしも積極的ではなかった。特に、人権実現の理論的根拠の一つともなった社会主義に対しては、階級対立を煽り、階級闘争を激化させるものとして、全面的に否定したのである。そして、それに代わるに「調和」「人類相愛」「共存共栄」というような一般論を掲げて、その普遍的原理の中に解消してい

²⁷ 同「更始一新の機運」(前出)。

²⁸ 同「公明正大の心事を養へ」(前出)。

る。この点に関して、増田および『実業之日本』は、明らかに資本家の側に立っていたと言える。それは、急増する小作争議についても、同じことが言えるが、それについては、次節で改めて見ることにする。

第4節 震災復興事業と『実業之日本』

(1) 帝都復興事業推進の主張

震災後の『実業之日本』の焦点は、震災そのものよりも、その後の問題におかれている。震災直後早くも特別増大号『震災復興号』（第26巻第19号，1923年11月1日）を出して、震災後の復興を特集しているが、そこでは増田義一の「復興の根本動力」、阪谷芳郎の「帝都復興の物価は如何なるか」、杉田直樹の「大震火で心身過労した人の為に」、原富太郎の「新横浜の建設と生絲貿易の復興」、田川大吉郎の「新東京市の計画」などが収められている。その後も毎号、復興問題を中心に扱っているが、復興精神の養成や国民の奮闘努力を呼び起こそうとしたものがほとんどである。代表的なものを挙げれば、増田義一の「訓練なき国民性の欠陥」（第26巻第20号，11月15日）、藤山雷太の「実業国民発展飛躍の大好機」（歳末増大号『大災突破号』第26巻第21号，12月1日）、渋沢栄一の「復興国民の努力すべき第一義」（新年増大号『奮起勇進号』第27巻第1号，1927年1月1日）、大倉喜八郎の「命掛けで運命を開拓す」（同上）などである。

増田義一は、震災後の日本のもっとも緊急な問題は東京復興であるとして考えていた。彼は、そのことを人間の体にたとえている。つまり、東京は全国の心臓であり、心臓が衰えてしまえば身体の健康を維持できるはずはない。東京が不況であれば地方が不振に陥るのも当然であるというのである。そしてさらに、東京の復興を最優先するのは、単に東京市のためのみと考えるのは浅薄な識見であり、むしろそれは全国各地に莫大な利害関係を及ぼす大切なことであると言っている。なぜなら、大震災後は東京へ物資を供給する地方も影響を受けて、不景気に陥ってしまっているというのが理由である。実際その頃、大阪・京都・神戸・名古屋などからの東京の間屋へ送った商品の代金取立は不能になっているものが多く、そのために各地では多大な損害を被っているものがあり、彼はそうした事実を踏まえていた。

また、衆議院が復興院の計画をさらに縮小しようとしていることにも、増田は強く反対した。彼は、東京の将来を考えれば、道路・運河などの施設を拡張する復興院の計画は決して過大ではないと主張した。彼は、これまでの交通不便を改善する

ためにも、主要道路の幅員をさらに広げることが必要であり、東京市の改善は千載一遇の絶好時機であると述べていた。しかし、圧倒的第一党である政友会はその予算を縮小に縮小を重ねて、ついに復興院をも廃止するに至った。増田はこのような行為を言語道断であると言い切るとともに、衆議院議員は感情や党派観念に支配され、国家の大局の誤るものであると強く批判した²⁹。

先に見たように、増田は、その後間もなく行われる第 15 回衆議院議員選挙に立候補するが、その理由には、こうしたことがあったものと思われる。

(2) 大震災後のインフレ政策批判

震災からの立ち直りは予想のほか早く進み、政府のあいつぐ緊急対策の実施もあって、一時的にはいわゆる復興景気を現出するよう見えた。しかし、この景気回復によっても、第一次世界大戦以来の日本経済が抱えていた問題、すなわち過剰資本の整理、財政整理などの問題が消滅したわけではなかった。むしろ、震災復興のためにとられた信用膨張政策は、その矛盾を激しくした面もあった。

かつて 1920 年の恐慌の際にも、政府は日銀特融などの信用膨張によってその克服を図った。しかし、そのため整理されるべき不良債権は温存され、国際的な物価の割高も解消せず、慢性的な不況から脱しきれぬまま大震災を迎えたのである。しかし、震災からの立ち直りもまた、財政・金融面からのインフレ的信用供与によってはかられたのである。

この信用膨張の過程で、産業部門への投資が活発となり、過剰資本の累積に拍車をかけた。その一方で、1919 年以降 27 年まで銀行の貸出が預金額を上回る傾向が続き、銀行経営の不健全化も拡大していった。そのため 20 年恐慌以降も放置されてきた銀行の整理は進まず、大規模な破綻をもたらす条件は十分に存在していたのである。

また、こうしたインフレ政策のために物価は下がらず、輸出が伸び悩む半面、大震災の復興需要によって輸入が激増し、大戦後から始まっていた輸入超過は増えた。かくして、外貨は流出し、為替相場下落と動揺も激しく、国内経済を不安に落とし入れた。1920 年代に入り、先進諸国が第一次世界大戦の戦禍から徐々に立ち直り、いわゆる相対的安定期に向かい、つぎつぎに金本位制への復帰を進めているなかで、日本の復帰の目途はなかなか立たなかった。物価を安定させ、国際収支を均衡させ

²⁹ 増田義一「見識論」(第 27 巻第 2 号, 1924 年 1 月 15 日)。

ることにより、金本位制への復帰の条件づくりを急ぐことが、これまでもまして緊急な課題となっていた。

震災後の『実業之日本』は、震災復興のインフレ政策に対して、終始批判的立場を表明した。有賀長文は「経済復興の方策を実行するが緊要」(第28巻第2号, 1925年1月15日)で、当局の採っている方策を病人の治療に喩え、「三十八度の熱のある病人に、何らの手当も施さず、唯其以上熱が上ったら注射を為すべしと云ふに等しい」と揶揄したが、彼の説く内容を要約すれば次のようなものである。すなわち、日本円はアメリカ、イギリス、中国、インドなどの通貨に比べていずれも2割ないし3割ほど下落しており、これ以上悪化すれば日本経済の国際的信用に影響を与えてしまう。これを根本的に解決するには、産業の回復振興よりも輸出の促進あるいは輸入の減少をはかって、輸出超過にもっていくほかはない。さらに、産業の振興を図るには、何よりも国民の負担を軽減することが必要であり、それには徹底した行財政整理を断行しなければならない。国民の負担は、結局、企業心を萎縮させてしまう結果になる。

以上のように、『実業之日本』は、一貫して商工業者保護の立場に立って震災後のインフレ政策を批判した。震災復興のなかで経済の復興はもっとも重要なことであり、国民の負担を減らして産業の促進を行うべきであると主張し、「労資協調」論を再度強調しているのである。

(3) 小作争議の「調和」

近代の小作争議は日露戦争後の農村不況から始まった。それ以前の争議の多くが、凶作・水害など自然災害を原因とした一時的なものであったのに対し、日露戦争後の争議は、各地での県営米穀検査制度の開始に反対するものなど、継続的組織的なものになった。米穀検査制度は明治末年から大正初期にかけて岡山・新潟・岐阜・福岡の各県で実施されたが、それを契機として小作争議が頻発するようになった。米穀検査(生産米検査)は、納付する米の品質改良をめざして、米俵を二重にしたり、一俵の容量を正確に四斗入りにすることなどを県令が小作人に押し付けたものである。このため、小作人は余分な労力・費用を地主が負担するように求めて、小作料軽減の運動を起した。

小作争議件数は1917年の85件から1921年には1,680件へと急増した。この時期の小作争議発生主な原因は、高額・高率小作料にあった。しかし、本格的な小作

争議が展開する画期となるのは 1922 年の賀川豊彦らによる日本農民組合の結成からである。日本農民組合は小作人にとっては初の全国組織であった。これ以降、争議件数は急増していくことになる。1925 年は争議参加小作人数では 15 万人を突破して、アジア太平洋戦争前の最高となる³⁰。このときの小作争議の特徴は、近畿地方を中心として発生し、規模が大きく、小作料減額を課題として闘われたことである。

小作争議の発生の背景について、『実業之日本』は次の見方を示している。すなわち、時代が進歩するにつれて農民がその地位を自覚し、その経済的地位の改善を希望するに至った。商工業が場合によって保護を受けて発展したのを見て、自分たちの農業もまた一定の保護を受けて発展させようとする自覚を養ったのである。その結果この自覚は農民運動を促すことになった。そして、『実業之日本』はこの小作争議をめぐるのは、小作人と地主との両者の協調を提唱している³¹。

さらに、疲弊した農村を救う応急の策として、次のことを提言する。つまり、農村の租税公課を減免し、特に自作小農の地租を減免すること、小学校教育費を国庫負担に移すことが必要である。だが、それらはあくまでも一時的な姑息策に過ぎず、永久に米作農業の根底を固めることはできないとした。それに代わって、農家経済を改善するには次の二つの手段が必要であるという。一つは農家の支出を減らすことであり、もう一つは農家の収入を増やすことである。前者は費用を省くことであるが、後者は米価を値上げしたり、養蚕などの副業によって収入増加を期したりすることである。つまり、自作、小作を問わず、農民たちの自らの努力の必要性を説いたのである。

そもそも増田は、小作争議の根本的な問題は、日本の薄利な農業のため、地主と小作人との間で双方に分配することができないことにあると考えていた。そのため、小作人が争議に訴えても得られる利益はきわめて薄く、生活の向上などを期待することができないとした。むしろ小作関係は、争議を機会に道理に基づきその関係を改善しなければならないのであり、その解決の方法としては、争議を唯一の発展策と考えず、両者が協調して農業そのものを有利に導き、農村振興をめざして努力することであると強調した。

増田は、当時の農業生活の苦しさ、特に小作民たちの惨状に対して一定の理解を示していた。したがって小作争議が起こる背景についても、すべてを否定していた

³⁰ 小作争議件数に関するデータは『日本の歴史 財閥・恐慌・社会運動』（朝日新聞社、1989年。p.82～85）によるものであった。

³¹ 社説「農家経済より見た租税と小作争議」（第27巻第18号、1924年9月15日）。

わけではないし、一方的に地主側のみに立っていたわけではない。ただし、いかなる困難な中であっても克苦勉強すれば、おのずから道は開かれるという自らの信念を、当時の農民たちにも期待したのである。それは、増田および『実業之日本』が長きにわたって商工業者たちに説いてきたことでもあった。今度はそれを、農村問題が次第に深刻化して、小作争議が増えつつあった時期に、農民たちに向かって訴えたのである。もっともそれは、小作人たちのみに向けられたものではなく、地主の側にも、小作人との「協調」や「調和」を説いて農村の混乱をくいとめるよう促している。

このように、それまで商工業を中心にして理論を展開してきた増田および『実業之日本』は、この時期に至り、農業に対しても意見を述べるようになった。ただし、農村の問題や小作争議の増加を、構造的な観点から論じたものではなく、現実起こっている目前の事実を踏まえて、それをできるだけ穏便に対処しようとしたのである。そして、小作人をはじめとする耕作者には、「努力」を期待することになった。したがって、それは小作問題については、結果的には地主には甘く、小作人には厳しい提言となった。

そして、階級的な観点を前面に押し出した見方をすれば、増田および『実業之日本』は、労働運動において資本家側に立っていたのと同じように、農民運動においても地主側に立ち、小作争議に対しては消極的な対応を示すことになったと言える。

(4) 国際心の養成

『実業之日本』は創刊の時から、海外の事情に関心を寄せ、外国の事情を紹介して、貿易の発展を促したりする論調を張ってきた。しかし、第一次世界大戦後に至り、日本の国際的地位が向上すると、それを踏まえて、さらなる国際心の養成が必要であるということ、かなり積極的に訴えるようになった³²。日本は土地が狭小な上に人口の増加が早く、そのために食糧不足せざるを得ないので、貿易の発展をスムーズに広げていくためにも国際心の涵養が必要であるというのである。そして、個人・国家・世界の三者が調和すれば、人類の平和と幸福が望めるのに、日本人は依然として鎖国的な猜疑・嫉妬・偏狭の島国根性を捨てきれずにいると批判し、今後は外国の人情と風俗習慣とを理解するように努めねばならないと説いた。

国際心を養成するために必要なこととしては、国際的訓練を強化することと、非

³² 増田義一「国際心を養成せよ」(第27巻第22号, 1924年11月15日)。

社交的風習を改めて、世界愛と愛国心との調和に努力して国際教育を振興すること、そして「国民外交」の三つを提起する。最後の「国民外交」とは、大戦後の新しい時代の外交においてとは、国家よりも国民が中心となって外国人に対応することが大切であるというものである。

この当時の日本では、1924年のアメリカの移民法改正に対して、かなり強い反米感情が盛り上がっていた。改正の内容は、白人がアメリカに帰化することはできるが、黄色人種の帰化は許さないというものであった。この改正案は、同年5月26日、アメリカ下院において可決され、7月1日から実施されることになったが、日本人の移民が排斥されるということから、日本国内ではアメリカを批判する論調が強くなったのである。政府も、繰り返し抗議や要請を続けたが、東京の新聞社15社は共同宣言を以てアメリカ政府に抗議した³³。

こうした状況の中であって、『実業之日本』は、かなりクールな意見を述べている³⁴。つまり、この改正は、日本人を白人に比べて劣等な民族として扱っており人種差別ではあるが、しかし日本の国際的評価は低く、そのような扱いを受けているという現実を直視するべきであると説いたのである。そして、このアメリカの不当な取り扱いに対して、日本人は大いに発奮努力して文化の水準を向上させ、その結果として、日本が世界的にも優秀な民族と認められるようにならなければならないと呼びかけた。

増田は、むしろ原因はこちらにもあるのであるとして、感情的な反発を避けて、日本人の更なる奮闘を促そうとしたのである。すなわち、アメリカの移民法改正に対して、他国からはまだそのようにしか評価されていない日本の非力さを克服するように、さらに努力しなければならいと訴えたのである。この対応は、日本人に自省を促したものであり、一方的にアメリカを攻めたてる新聞などとは異なる同誌の冷静さを感じることができる。

まとめ

1923年9月1日に起こった関東大地震は、震度6、マグニチュード7.9というきわめて大きな地震であった。近代日本において、より震度の大きい地震はほかにも

³³ この時の連名各社は次の通りである。二六新報社、報知新聞社、東京日日新聞社、東京毎日新聞社、東京毎夕新聞社、東京朝日新聞社、東京夕刊新報社、中外商業新報社、中央新聞社、万朝報社、読売新聞社、やまと新聞社、国民新聞社、都新聞社、時事新聞社。

³⁴ 増田義一「一年を顧みて」(第27巻第24号, 1924年12月15日)。

あったが、これは首都東京とその周辺部を襲ったものであっただけに、未曾有の被害を出すことになった。神社仏閣・書画骨董や救済費用などを除く被害は47億7千万円と言われ、前年の1922年度の一般会計予算額の3倍を超えるものであった。

さらに、その混乱のなかで、さまざまな流言飛語が飛びかい、朝鮮人の大虐殺や、社会主義者や労働組合の指導者たちの殺戮が行われ、東京・神奈川・埼玉・千葉には戒厳令がしかれた。

この大震災により、新聞・雑誌のほとんどが休刊したが、その後の復刊の過程で、紙勢に差が出てきて、やがて結局、『報知新聞』『東京日日新聞』『東京朝日新聞』が抜きん出ていくことになる。戦後の三大紙の形は、この大震災でほぼ出来上がったと言ってもよいであろう³⁵。

実業之日本社の雑誌は、まず『婦人世界』『日本少年』『少女の友』の三誌が10月号から復刊し、『実業之日本』も10月15日から復刊した。

実業之日本社は、震災後、慰安品の募集を行い、12月上旬に本所深川の罹災者たちに配った。このような支援活動は、キリスト教会・団体が行っていたが、私企業によるものとしてはめずらしいものであった。実業之日本社は以前から展覧会の開催や海外視察団の派遣などを実施していたが、これもまた富の社会還元の一つである。

また、以前から京橋区（現在の銀座）に着工していた新社屋が、予定より1年遅れて1924年9月20日に完成した。地上5階・屋上ホール・地下室合せて7階建て、延坪数1,046坪の鉄筋コンクリートであった。

関東大地震が当時の日本社会に大きな思想的影響を与えたものとしては、2か月後の11月10日に出された「国民精神作興ニ関スル詔書」と、その後を受けて盛んに言われるようになった「天譴論」が挙げられる。前者は、当時の社会風潮を「浮華放縦」と見なし、国民が近年来、「浮華放縦」の生活に溺れて、享楽主義に安んじるようになってしまったことを憂いて、すみやかに「質実剛健」の精神を培養しなければならないと強調したものである。つまり、欧風の文化になじみ、日本の伝統的な精神を失ってしまったことを戒めたのである。関東大震災により史上例を見ないほどの壊滅的な被害を受け、それに遭遇した人びとの奥底には不安や懐疑・絶望が支配しはじめていただけに、この「詔書」の受け入れられる基盤があったと言える。

³⁵ その後の、三大紙のうち、あくまでも大阪における場合であるが、『大阪毎日新聞』と『大阪朝日新聞』のすさまじいバトルについては、奥武則『大衆新聞と国民国家』（平凡社、2000年）に詳しい。

さらに「天譴論」は、この「詔書」とほぼ似たような論理の上に出されたものである。つまり、大震災は国民が日本人としての古来の国民精神を忘れて墮落したことに対して、天が下した罰であるというものである。この「天譴論」は、1923年末から翌24年にかけての論壇の大きなテーマとなった。もちろん、『東洋経済新報』のように、それに批判的な雑誌もあったが、『改造』のような当時であってはかなりラディカルな雑誌にも、近松秋江「天災に非ず天譴と思へ」というような文章が掲載された。

ただし、「天譴論」といってもその内容にはかなりの幅があった。たとえば「天譴論」といえば第一に取り上げられることの多い渋沢栄一のもものは、震災前の日本人が驕奢に耽けり、社会全体が勤儉に向わなかったことに対して、天が大震災をもって戒めたものであるとした。そこでは、近年の日本人のあり方が大震災を引き起こしたのであるとして、国民の自省に迫ることに力点を置くものであった。その意味では、後ろ向きで消極的なものである。それに対して、増田の「天譴論」の場合は、大震災を日本国民の墮落への警鐘としつつも、必ずしもそのことばかりを強調するのではなく、むしろそれを新しい国民精神を創出する機会として捉え、そこから将来に向けた展望を引き出そうとするものであった。その意味では積極的なものであったと言える。

そのほかにも「天譴論」を唱えた者は多く、その内容にも幅があったが、しかし、それは全体として、欧風の制度・文化・思想を日本の伝統になじまないとして否定する傾向のある点では共通しており、大正デモクラシーとその思潮の広まりを大きく抑える役割を果たしたということは事実である。

なお、この時期の増田義一個人の出来事としては、1924年に入ると、「更始一新」を唱えるとともに、5月10日の第15回衆議院選挙に、立候補して当選し、10年ぶりに政界に再登場したことが挙げられる

この選挙により、憲政会・政友会・革新倶楽部の護憲三派が多数派となり、翌6月、第一次加藤高明内閣が成立して、それ以後、政党政治が「憲政の常道」ができるとともに、普通選挙法案も議会を通過していくのである。

また、増田は以後、第21回選挙（1942年4月30日）まで7期連続当選して、議員を続けていくが、1920年代の増田には、政治家としてのめばしい活動は見られない。